

女川／東通原子力発電所 原子炉施設保安規定
変更比較表

2021年3月12日
東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p data-bbox="379 436 1163 575">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="649 930 890 974">令和2年9月</p> <p data-bbox="572 1035 973 1085">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="1614 436 2398 575">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1923 930 2080 974">__年__月</p> <p data-bbox="1804 1035 2205 1085">東北電力株式会社</p>	

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力考査室長) 資材部長 土木建築部長 燃料部長 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長) <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 — ※1 原子炉施設保安委員会 原子力品質保証室長 <ul style="list-style-type: none"> ※1 — 原子力技術訓練センター所長 <p>(原子力本部)</p> <p>(女川原子力発電所)</p> <p>※2 — 所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括課長 検査課長 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 警備課長 技術統括部長 <ul style="list-style-type: none"> 技術課長 計画管理課長 防災課長 環境・燃料部長 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長 輸送・固体廃棄物管理課長 原子燃料課長 廃止措置管理課長 保全部長 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画課長 工程管理課長 電気課長 計測制御課長 原子炉課長 タービン課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理課長 発電課長 <p>原子炉施設保安運営委員会</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力考査室長) 資材部長 土木建築部長 燃料部長 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長) <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 — 原子力人財育成課長 原子炉施設保安委員会 原子力品質保証室長 <ul style="list-style-type: none"> ※1 <p>(原子力本部)</p> <p>(女川原子力発電所)</p> <p>※1 — 所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括課長 検査課長 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 技術統括部長 <ul style="list-style-type: none"> 技術課長 計画管理課長 防災課長 核物質防護課長 環境・燃料部長 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長 輸送・固体廃棄物管理課長 原子燃料課長 廃止措置管理課長 保全部長 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画課長 工程管理課長 電気課長 計測制御課長 原子炉課長 タービン課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理課長 発電課長 <p>原子炉施設保安運営委員会</p>	<p>理由</p> <p>組織整備に伴う変更 (原子力技術訓練センター所長から原子力人財育成課長へ変更) (総務部警備課長から技術統括部核物質防護課長へ変更)</p>

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（2020年度 東北電原運第51号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 原子力技術訓練センター所長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 警備課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、燃料の運搬および放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(28) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い（輸送・固体廃棄物管理課長および原子燃料課長所管業務を除く。）に関する当直業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 原子力人財育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(28) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い（原子燃料課長所管業務を除く。）に関する当直業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>組織整備に伴う変更 （原子力技術訓練センター所長から原子力人財育成課長へ変更） （総務部警備課長から技術統括部核物質防護課長へ変更） （燃料の運搬に関する業務を輸送・固体廃棄物管理課長から原子燃料課長へ変更）</p>

変更前	変更後	理由
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第80条 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。*1</p> <p>3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。*1</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(略)</p> <p>5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第94条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 線量当量率検査</p> <p>(3) 未臨界検査</p> <p>(4) 吊上検査</p> <p>(5) 重量検査</p> <p>(6) 収納物検査</p> <p>(7) 表面密度検査</p> <p>7. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(略)</p> <p>*1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第80条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。*1</p> <p>3. 原子燃料課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。*1</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(略)</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第94条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 線量当量率検査</p> <p>(3) 未臨界検査</p> <p>(4) 吊上検査</p> <p>(5) 重量検査</p> <p>(6) 収納物検査</p> <p>(7) 表面密度検査</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(略)</p> <p>*1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>組織整備に伴う変更（燃料の運搬に関する業務を輸送・固体廃棄物管理課長から原子燃料課長へ変更）</p>

変更前	変更後	理由
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。</p> <p>(略)</p> <p>3. <u>輸送・固体廃棄物管理</u>課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）は適用としない。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>(略)</p> <p>5. 放射線管理課長は、<u>輸送・固体廃棄物管理</u>課長が管理区域内で第94条第1項（1）に定める区域に輸送物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. <u>輸送・固体廃棄物管理</u>課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>9. <u>輸送・固体廃棄物管理</u>課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(略)</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。</p> <p>(略)</p> <p>3. <u>原子燃料</u>課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）は適用としない。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>(略)</p> <p>5. 放射線管理課長は、<u>原子燃料</u>課長が管理区域内で第94条第1項（1）に定める区域に輸送物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. <u>原子燃料</u>課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>9. <u>原子燃料</u>課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(略)</p>	<p>組織整備に伴う変更（燃料の運搬に関する業務を輸送・固体廃棄物管理課長から原子燃料課長へ変更）</p>

変更前	変更後	理由
<p>(保全区域)</p> <p>第98条 保全区域は、添付1-3に示す区域とする。</p> <p>2. <u>警備</u>課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第99条 周辺監視区域は、図99に示す区域とする。</p> <p>2. <u>警備</u>課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>(保全区域)</p> <p>第98条 保全区域は、添付1-3に示す区域とする。</p> <p>2. <u>核物質防護</u>課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第99条 周辺監視区域は、図99に示す区域とする。</p> <p>2. <u>核物質防護</u>課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>組織整備に伴う変更 (総務部警備課長から技術統括部核物質防護課長へ変更)</p>

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する組織) 第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。 図204 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長 <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力考査室長) 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長) <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 — ※1 原子炉施設保安委員会 原子力品質保証室長 — ※1 資材部長 土木建築部長 燃料部長 <p>(原子力本部)</p> <p>(女川原子力発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※2 — 所長 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置主任者 品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括課長 検査課長 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 警備課長 技術統括部長 <ul style="list-style-type: none"> 技術課長 計画管理課長 防災課長 環境・燃料部長 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長 輸送・固体廃棄物管理課長 原子燃料課長 廃止措置管理課長 保全部長 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画課長 工程管理課長 電気課長 計測制御課長 原子炉課長 タービン課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理課長 発電課長 原子炉施設保安運営委員会 	<p>(保安に関する組織) 第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。 図204 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長 <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力考査室長) 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長) <ul style="list-style-type: none"> 原子力部長 — 原子力人財育成課長 原子炉施設保安委員会 原子力品質保証室長 — ※1 資材部長 土木建築部長 燃料部長 <p>(原子力本部)</p> <p>(女川原子力発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 — 所長 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置主任者 品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括課長 検査課長 総務部長 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 技術統括部長 <ul style="list-style-type: none"> 技術課長 計画管理課長 防災課長 核物質防護課長 環境・燃料部長 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長 輸送・固体廃棄物管理課長 原子燃料課長 廃止措置管理課長 保全部長 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画課長 工程管理課長 電気課長 計測制御課長 原子炉課長 タービン課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木課長 建築課長 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理課長 発電課長 原子炉施設保安運営委員会 	<p>組織整備に伴う変更 (原子力技術訓練センター所長から原子力人財育成課長へ変更) (総務部警備課長から技術統括部核物質防護課長へ変更)</p>

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（2020年度 東北電原運第51号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 原子力技術訓練センター所長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 警備課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、燃料の運搬および放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(29) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い（輸送・固体廃棄物管理課長および原子燃料課長所管業務を除く。）に関する当直業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 原子力人財育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(29) 発電課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>組織整備に伴う変更 （原子力技術訓練センター所長から原子力人財育成課長へ変更） （総務部警備課長から技術統括部核物質防護課長へ変更） （燃料の運搬に関する業務を輸送・固体廃棄物管理課長から原子燃料課長へ変更）</p> <p>記載の適正化 （廃止措置において、燃料取扱いに関する当直業務がないため削除）</p>

変更前	変更後	理由
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第280条 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(略)</p> <p>5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 線量当量率検査</p> <p>(3) 未臨界検査</p> <p>(4) 吊上検査</p> <p>(5) 重量検査</p> <p>(6) 収納物検査</p> <p>(7) 表面密度検査</p> <p>7. 輸送・固体廃棄物管理課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(略)</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第280条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(略)</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 線量当量率検査</p> <p>(3) 未臨界検査</p> <p>(4) 吊上検査</p> <p>(5) 重量検査</p> <p>(6) 収納物検査</p> <p>(7) 表面密度検査</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(略)</p>	<p>組織整備に伴う変更 (燃料の運搬に関する業務を輸送・固体廃棄物管理課長から原子燃料課長へ変更)</p>

変更前	変更後	理由
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第286条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。</p> <p>(略)</p> <p>3. <u>輸送・固体廃棄物管理</u>課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）は適用としない。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>(略)</p> <p>5. 放射線管理課長は、<u>輸送・固体廃棄物管理</u>課長が管理区域内で第294条第1項（1）に定める区域に輸送物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. <u>輸送・固体廃棄物管理</u>課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>9. <u>輸送・固体廃棄物管理</u>課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(略)</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第286条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。</p> <p>(略)</p> <p>3. <u>原子燃料</u>課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）は適用としない。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>(略)</p> <p>5. 放射線管理課長は、<u>原子燃料</u>課長が管理区域内で第294条第1項（1）に定める区域に輸送物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. <u>原子燃料</u>課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>9. <u>原子燃料</u>課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(略)</p>	<p>組織整備に伴う変更（燃料の運搬に関する業務を輸送・固体廃棄物管理課長から原子燃料課長へ変更）</p>

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（2020年度 東北電原運第51号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>(保全区域)</p> <p>第298条 保全区域は、添付2-3に示す区域とする。</p> <p>2. <u>警備</u>課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第299条 周辺監視区域は、図299に示す区域とする。</p> <p>2. <u>警備</u>課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>(保全区域)</p> <p>第298条 保全区域は、添付2-3に示す区域とする。</p> <p>2. <u>核物質防護</u>課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第299条 周辺監視区域は、図299に示す区域とする。</p> <p>2. <u>核物質防護</u>課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>組織整備に伴う変更 (総務部警備課長から技術統括部核物質防護課長へ変更)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
	<p><u>附 則 (年 月 日 原規規発第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4および第204条 図204の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</u></p>	<p>変更に伴う附則の追加</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">東通原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">令和2年9月</p> <p style="text-align: center;">東北電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">東通原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">__年__月</p> <p style="text-align: center;">東北電力株式会社</p>	

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力考査室長) 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長) 資材部長 土木建築部長 燃料部長 原子力部長 — ※1 原子炉施設保安委員会 ※2 原子力品質保証室長 <p>※1 — 原子力技術訓練センター所長</p> <p>(原子力本部)</p> <p>(東通原子力発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 ※2 — 所長 品質保証室長 原子炉施設保安運営委員会 総務課長 警備課長 技術課長 防災課長 放射線管理課長 電気必修課長 機械必修課長 土木建築課長 発電管理課長 — 発電課長 	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力考査室長) 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長) 資材部長 土木建築部長 燃料部長 原子力部長 — 原子力人財育成課長 原子炉施設保安委員会 ※1 原子力品質保証室長 <p>(原子力本部)</p> <p>(東通原子力発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 ※1 — 所長 品質保証室長 原子炉施設保安運営委員会 総務課長 核物質防護課長 技術課長 防災課長 放射線管理課長 電気必修課長 機械必修課長 土木建築課長 発電管理課長 — 発電課長 	<p>理由</p> <p>組織整備に伴う変更 (原子力技術訓練センター所長から原子力人財育成課長へ変更) (警備課長から核物質防護課長へ変更)</p>

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（2020年度 東北電原運第52号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 原子力技術訓練センター所長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警備課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(保全区域)</p> <p>第96条 保全区域は、添付3に示す区域とする。</p> <p>2. 警備課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第97条 周辺監視区域は、図97に示す区域とする。</p> <p>2. 警備課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 原子力人財育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(保全区域)</p> <p>第96条 保全区域は、添付3に示す区域とする。</p> <p>2. 核物質防護課長は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第97条 周辺監視区域は、図97に示す区域とする。</p> <p>2. 核物質防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>附則（ 年 月 日 原規規発第 号） （施行期日） 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>組織整備に伴う変更 （原子力技術訓練センター所長から原子力人財育成課長へ変更） （警備課長から核物質防護課長へ変更）</p> <p>変更に伴う附則の追加</p>